



「保険医療機関が、事業者に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引することを禁止する」とあり

「金品の提供は、保険医療機関と事業者の間で契約書に基づき明示的に行われる場合等、様々な方法により行われる場合があること」とあります。

省令でも同様なことが書かれています。

で、その真相は・・・ということで、平成 28 年 3 月 31 日に、発端となる通知を出した「厚生労働省保険局医療課」に対して、「保医発 0305 第 10 号ならびに厚生労働省令第五七号 第 1 章第 2 条 4 の 2 の解釈について」直接担当官と電話でお話しさせていただきました。

Q. 昨今、歯科医師の間で、「予約サイト EPARK への登録をやめたほうがよい」とか、「登録歯科医院は指導を受ける」とかいう噂が流れているが、このような検索・予約サイトに、保険医療機関が登録しているという事実に関して、厚生労働省としてはどのような見解をお持ちなのか？

A. 厚労省は、イーパークのような紹介サイトの可否について判断する立場にはない。したがって、イーパークの存在やそこに登録している事実そのものに関しては、別段指導の対象ではない。

Q. 保医発 0305 第 10 号通知では、具体例として、「特定の同一建物居住者の紹介を独占的に受けて、それらの者に対して、一律に訪問診療を行っている場合」があげられているが、これはこのような形態、すなわち「訪問診療における独占的な受診を誘因するような紹介ビジネス」に限定するものか（図にあるような 1 例）、それとも事例の多かった典型例の一つとして挙げているのか？

A. 具体例を細かく上げているときりががないため、貴見のとおり、事例の多い一例をあげているに過ぎない。

Q. では今回の通知ならびに省令で規制するいわゆる紹介ビジネスは、例に記載されているような「訪問診療」に限ったことではないということか？

A. 貴見のとおり。

Q. 通知では、「金品の提供は、保険医療機関と事業者の間で契約書に基づき明示的に行われる場合等、様々な方法により行われる場合があること」とあるが、「様々な方法」とは、たとえばインターネットサイトなどの運営業者に対して、紹介料を個別に支払うことは、かかる通知ならびに省令に抵触することになるのか？

A. 契約書に、明確に、たとえば「1 予約成立につき 3,000 円の紹介料を支払う」といった事項等が記載されていれば、これは通知ならびに省令に抵触すると判断される可能性がある。

しかしながら、契約上の内容に関することであるが、サイトの利用料として、医療機関が当該業者等に料金を支払うという形態は、社会通念上あり得るものである。したがって、その場合には、かかる通知ならびに省令に抵触しているとはただちに判断するものではない。

Q. では、通知や省令への抵触の回避という点においては、まず、イーパークとの契約内容に、明確に「紹介料」と記載されていないこと、さらに登録している歯科医師が「紹介料としてではなくサイト利用料として」料金を支払っている体裁であれば大丈夫なのか？

A. 「紹介料の提供と明確にみなされる根拠」がなければ、当局としても別段指導対象とする根拠がない。

Q. ほかに何かアドバイスがありましたら。

A. 支払う金額が、社会通念上妥当な金額であるのかという金額の妥当性と、やはり“事実上の紹介ビジネスになっていないか”という点における、業者と歯科医院側でのコンセンサスが重要。

(以上資料)

・・・ということでした。

まず、既成事実として、イーパークというサイトがあること、そこに保険診療をしている歯科医院が登録すること、そこから患者さんが歯科医院検索や予約ができることは、規制の対象ではないようです。

ただ、気を付けたいのは、明らかに紹介ビジネスと判断されうる契約書を交わしているかどうかのようです。ここは厚労省の担当官も念を押していました。歯科医院が業者に対してサイトの利用料を支払うのは問題ないが、紹介料を支払うのはいかがなものか・・・と。







